

岡山市入札外部審議委員会の概要

令和6年第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

令和6年3月19日(火) 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

岡山市水道局 6階 多目的ホール

3 出席委員(敬称略 五十音順)

小野 絵美, 天王寺谷 達将, 野田 尚紀, 矢吹 香月, 山本 智佳

4 事務局

(1)岡山市財政局 岩田局長, 小川次長

契約課 中嶋課長, 水田工事契約担当課長, 大木課長補佐(物品契約係長),
瀆本工事契約係長, 大西指導係長, 寺田管理係長, 中本副主査

(2)岡山市水道局 上高次長

管財課 繁田課長, 名越課長補佐, 岡島契約係長, 片山副主査, 宰務副主査

5 会議次第

1 委嘱書交付

2 委員長選出及び委員長職務代理者の指名

3 岡山市抽出事案について

(1)物品契約①

(2)物品契約②

4 水道局抽出事案について

(1)工事契約

(2)役務契約

5 その他

6 会議概要

1 「岡山芸術創造劇場精密加工機器」

委員：この案件を抽出した理由として、ハレノワのオープン後にこういう案件が出てきたことについて、ご事情を知りたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

市当局：担当課に確認したところ、このレーザーカッターは劇場が中心になって作る自主事業で使うものになります。オープン当初は、外部からの催し物が中心となっていて、オープンに必要なものを優先的に購入しました。このレーザーカッターは使う時期が後になるので、オープン後に購入したということになります。

委員：レーザーカッターというものは、どういうものになりますか。

市当局：劇場が製作するもので、大道具や小道具を作る際にこのカッターを使用するようです。それ以外にも装飾品とか複雑なデザインをするためにも使うものになります。

委員：今回、1者だけが応札している状況ですが、特殊性が高い装置ですか。

市当局：一般的には販売されていないもので、舞台道具とか大掛かりなものを作る際に使うものではあるのですが、担当課がレーザーカッターを取り扱う業者やメーカーを探したり、他の劇場で使っているレーザーカッターを聞くなどして、取扱業者やメーカーを調査したようです。

委員：仕様書の参考製品のほかに、同様の性能をもったメーカーが何社くらいあって、仕様を満たす製品がどのくらいあったのか、教えていただければと思います。

市当局：同等なものが何社、何種類あるかは確認がとれていないのですが、サイズについては置く場所が限られるので、この仕様書に書いてあるサイズでないといけないということになるようです。同じような製品が他にあって、この製品に限るような仕様にしていないということを入札前に担当課に確認しています。

委員：この入札に参加できるのは、岡山市内の業者ですか。岡山県内の業者ですか。

市当局：市外業者も含めて業種を指定せず、この製品を取り扱うことができれば入札に参加することができます。

委員 : この製品は新しく劇場ができあがって、必要になったのでしょうか。前の市民会館の時はあったのでしょうか。予算の関係も含めてこれからも入札をするものが出てくるのでしょうか。

市当局: 契約課で把握していることに限るのですが、芸術創造劇場は市民会館よりも自主事業に力を入れてやっていくということで、自主事業で使うものとしてレーザーカッターを購入しているということを聞いています。
今後どういうものが出てくるかはわかりませんが、必要なものはこの製品の購入でそろったと聞いておりますので、今後、続々と出てくるということはないと思っています。

委員 : 仕様書に参考製品とありますが、この参考製品に決めた仕様書になっているのですか。

市当局: 仕様書は最低限、こちらが必要としていることを記載しているもので、仕様を満たすもので他の機能が付いているものでも問題はありません。参考製品以外で見積もる場合は、公告の質問期間に同等品申請するよう公告文に記載しており、参考製品に決めているわけではありません。

市当局: 岡山市市民会館や市民文化ホールは、全国のツアーや地元の発表会など貸館として使われることが多かったと思うのですが、最近はそれだけでなく、岡山から芸術を発信していこうということもあって、芸術創造劇場の場合は自らも舞台を作ってやっていくために、市民会館の時にはなかったこのような機器も必要になるということです。

委員 : 入札にあたって参考とされる価格の見積りを事前にとっているのですか。

市当局: 複数の見積りをもって許容価格を決めていると担当課から聞いています。

委員 : 参考製品と同じもので複数の業者から見積りをとっているということは、複数の業者が納めることができるということですか。

市当局: そうです。

2 「岡山市有料指定袋(その3)」

委員 : 発注枚数の決め方と発注のタイミングはどうされているのかということと、「その1」から「その3」までの応札業者は同じか違うかということをお教えいただければと思います。

市当局：発注の枚数は、担当課の方で在庫状況や使用状況を考慮して決めているようです。3回に分けて発注していますが、以前は4回に分けていたようです。コロナ禍、ウクライナ戦争による原油価格が高騰した時に、予算が不足して以来年3回になっています。均等に枚数を分けて発注するのが普通だと思いますが、年度の始めに1回目で購入して、2回目で調整して購入しています。均等に分けて発注することも可能のようで、担当課で検討して変えていくという話になっています。

委員： 応札者数はどのくらいですか。

市当局： 応札者は、6社程度で、だいたい同じ業者が参加しています。新規で入ってくる場所もありますが、様子見で高めの金額で応札する場合がありますし、落札することもありますので、多少の入れ替わりはあります。

委員： 落札する業者も入れ替わっているのですか。

市当局： 入れ替わっています。応札されているところのうち5社程度は、毎回同じです。

委員： 数量、発注タイミングの話がありましたけれども、目指すべきは単価を安くする方向で数量を最適化すべきというところで、発注を見直すと考えておけばよろしいのでしょうか。今のやり方を変えるというのは、どういう部分に着眼して変えるのでしょうか。

市当局： 抽出理由にありましたとおり、同じ案件で契約金額が大きく変わるの、枚数が違うことによるものです。なぜ枚数が違うのかということに対しては確たる理由がないので、枚数を同じにしてもいいくらいのニュアンスです。

委員： では、そのあたりも今後、検討されるということなのでしょうか。

市当局： 委員のおっしゃることはまさにそのとおりで、基本的には単価を安くするということは予算の使い方として必要なことだと思いますし、いただいたご意見は担当課にも返しますし、その中で在庫をどの程度ストックしておかなくてはいけないのか、それがはき出されて新しいものがその時に入れられるのか、発注のタイミングがどうなのか、そういったことを考えながら公告を出していくことになると思います。いただいたご意見は担当課へ返したいと思います。

3 「大元西線 φ500mm～φ150mm配水管布設工事2工区(布設工の部)」

委員 : 総合評価の技術評価結果は業者にフィードバックされるのでしょうか。これを見ると、例えば、「若手配置」「若手技術者確保・育成」の項目で、入札額の高さを評価点で逆転している業者があります。これは水道事業の持続性を考えると、若手技術者の育成が重要であり、いいメッセージだと思います。業者に技術評価の結果を伝えた方がよいと思います。

市当局: この表は、入札結果としてホームページで公表しており、それぞれ配点等を見てもらえれば他社との差が分かります。

委員 : 接合工と布設工の分け方は、対象業者が異なるので理解できます。一方、大元西線と大元東線の工事の切り分け方はどのように行うのですか。一つの業者に全体をやってもらった方がいいのか、これぐらいのサイズにした方がいいのか。入札の観点で言うと、応札する業者が増えるようなサイズ感で出すことが大切ということなのでしょうか。

市当局: 分け方は担当課で検討しますが、大元西線を例にすると、1本で出すと工期が長くなり5年以上かかることとなります。工程管理や予算等を検討し、決めています。

委員 : 技術評価のところ、技術者の成績最高点がどこの会社もゼロ点で、意味があるのでしょうか。

市当局: 応札業者全員が、この項目についてゼロ点なのは、「岡山市水道局発注工事において」というところがポイントで、水道局は水道管の埋設が大半のため、土木工事の発注は年に数件しかないからです。よって、水道局発注工事に携わる可能性もかなり低いと思われます。

4 「局内 LAN メールセキュリティサービス業務委託」

委員 : セキュリティに関することをお願いする契約で、イニシャルとランニングが両方入っている契約だが、岡山市水道局のこの契約が始まる前は、LAN設備のセキュリティの契約はどのようになっていたのですか。今までの契約の条件が変わるということですか。

市当局: 今回のメールセキュリティは、今まで職員が直営で対応していましたが、かなりの専門的な知識が必要なため、この度新しく導入することになりました。

委員 : WTO案件ということで、業者はどこからでも来るという前提で、地元の業者が落札したということですね。

市当局 : そうです。

委員 : この業務で調達したクラウドの中で、皆さんのメールの情報も保管するのですか。

市当局 : 今回の契約は外部からの怪しいメールに対し、職員が対応していたが、担当者が4人しかおらず対応しきれないため、業者の方で監視してもらうものです。フィルターにかからなかったものは安全ということで職員が開けるが、怪しいと判定されたものは職員が慎重に対応する必要があるということです。業者にはチェックするための環境を整えてもらう期間を設け、それが出来てから実際のチェックの期間が始まります。それが5年間の長期継続契約となります。委員がお尋ねの、「この契約の終期が来た時に、構築したこのチェックの環境がどうなるのか」については、業者が削除し契約前の状態になるのだろうと思います。

委員 : 仕様書を拝見すると、専門的なゴールを目指すような内容です。一般論になるかもしれないが、こういうものは職員が仕様書を考えるのですか。それとも、誰か外部の人に相談して、ここまでやらないとだめだということを教えてもらいながら、仕様書を作るのですか。

市当局 : 何社か色々意見を聞きながら、作り上げていきます。

委員 : この業務は水道局だけですか。市はどうなのか。

市当局 : 局内LANが別なので、水道局だけです。

委員 : 市役所はどうなっていますか。

市当局 : システム的にどうなっているかは、職員がやっているわけではなくて、セキュリティの対策としては、同じようにまず1回チェックするところが有り、そこでチェックして、同じように安全なものだけが来ます。ちょっと危険だが確認をして欲しいという通知も来るようになっていきます。職員ではなく、外部でお願いしています。

(終了)